

福井県中小企業支援緊急資金無利子貸付事業 利子補給補助金交付要領

(通則)

第1条 福井県中小企業支援緊急資金無利子貸付事業利子補給補助金の交付に関しては、福井県財務規則（昭和39年4月1日福井県規則第11号）および福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号）によるほか、この要領に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要領は、福井県中小企業支援緊急資金（令和4年8月大雨）（以下「緊急資金」という。）の貸付けを受けた中小企業者に対し、当該貸付けに係る利子補給補助金（以下、「補助金」という。）を交付することにより、中小企業者の負担軽減を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、令和4年10月5日から令和5年3月3日までの間に緊急資金の貸付けを受けた中小企業者であって、第7条の規定による交付申請時において、福井県税に滞納がない者とする。

(補助対象期間)

第4条 補助金の対象期間は、緊急資金の貸付けを受けた日（以下「貸付日」という。）から起算して5年を経過する日の属する月までとする。
2 前項の規定にかかわらず、当該資金の貸付けの期間が5年未満の場合は、補助対象期間は、貸付けの期間とする。

(補助対象の額)

第5条 補助対象の額は、緊急資金の貸付時に取扱金融機関が作成した返済予定表の利子額のうち、貸付実行日から起算して5年を経過する日の属する月までに発生し、かつ中小企業者が取扱金融機関に対し支払った利子額のうち、 $2/3$ 相当額とする。
ただし、毎年度交付する補助金の額は千円未満切り捨てとする。
2 返済条件の変更等により、返済予定表に基づく利子の支払額に変更があった場合の補助金の額は、利子の支払額が変更前の額を超える場合は、第1項に規定する額を限度とし、利子の支払額が変更前の額よりも少ない場合は、当該変更後の利子の支払額のうち、同項の規定による方法により算定した額とする。
3 債務の不履行により生じた利息制限法第4条に規定する賠償額は、補助金の算定に含めないものとする。

(交付方法等)

第6条 補助金の交付は年1回とし、1回に交付する補助金の額は、前年度の4月1日から翌年3月31日までの期間中に発生し、中小企業者が取扱金融機関に対し支払った利子額に対し、第5条第1項の方法で算定した額とする。ただし、第4条の対象期間の最後の月（以下「期間最終月」という。）の属する年度にあつては、4月1日から期間最終月までの期間中に係る利子額に対し、第5条第1項の方法で算定した額とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする中小企業者は、融資が実行された翌月10日までに、取扱金融機関が作成した返済予定表、県税に滞納がないことを証明事項と

する納税証明書、債権債務者登録申請書を添付して、利子補給補助金交付申請書（様式第1号）以下「申請書」という。）を取扱金融機関経由で知事に提出するものとする。ただし、貸付日が3月に属している場合は、令和5年3月17日までに提出するものとする。

- 2 知事は、前条における申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定を受けた中小企業者（以下「補助事業者」という。）に対し利子補給補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（交付請求等）

第8条 補助事業者が補助金の請求をしようとする場合は、利子補給補助金請求書（様式第3号）以下「請求書」という。）に、取扱金融機関が発行する利子補給に係る融資対象者一覧（別紙）を添付し、翌年度の4月末日までに取扱金融機関を経由して、知事に提出するものとする。

ただし、補助事業者は、補助対象となる緊急資金の利子の支払いが完了したときは、第9条第2項に基づき、額の確定通知書により通知された後、請求書を県が別途定める期日までに取扱金融機関を経由して、知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項における請求書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

（額の確定）

第9条 補助事業者は、補助対象となる緊急資金の利子の支払いが完了したときは、翌年度5月末日までに利子補給補助金完了実績報告書（様式第4号）以下「実績報告書」という。）に、取扱金融機関が発行する利子補給に係る融資対象者一覧（別紙）を添付し、取扱金融機関を経由して、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の実績報告書の提出を受けた場合において、その内容が適当と認められるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に対し、利子補給補助金額の確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（補助金交付の特例）

第10条 補助事業者が、事業を休止または廃止した場合は、補助金の交付請求の有無にかかわらず、当該事業を休止または廃止した日以後において、補助金の交付は行わない。ただし、県内に事業所を有する中小企業者等が、補助事業者が行っていた事業を承継し、当該資金の債務もすべて承継したときは、この限りでない。

- 2 補助事業者が、当該貸付けに係る債務を履行しなかった場合（年度を越えて履行しなかったものに限る。）は、当該債務不履行に相当する利子分に係る補助金について交付を請求することができないものとする。

（変更届出等）

第11条 補助事業者は、住所、所在地、商号または代表者等の変更があった場合（県内に事業所を有する中小企業者等が当該事業を承継した場合を含む）には、利子補給補助金変更届出書（様式第6号）を速やかに知事に届け出なければならない。

- 2 補助事業者が事業を休止した場合、または死亡、廃業、事業譲渡等により事業を廃止した場合には、利子補給補助金事業廃止届出書（様式第7号）を速やかに知事に届け出なければならない。

- 3 補助事業者が、前各項の規定による届け出を行わなかった場合には、県は当該補助金の交付を取り消すことができるものとする。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は、令和4年10月5日から施行する。